

総行行第 507 号
令和 8 年10月30日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

} 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方公共団体の長が病気等により意識不明の状態となり、回復の見込めない状況が相当程度長期にわたる蓋然性が高いと認められる場合の対応について（通知）

この度、令和 8 年地方分権改革に関する提案募集に関連し、全国知事会より、「地方公共団体の長の回復が見込めない状況が相当程度長期にわたる蓋然性が高いと認められる場合には、適切にその退職等が認められるよう、必要な制度の整備を早急に行うことを求める」との意見がなされています。

当該意見を踏まえ、現在、必要な法制上の措置について検討を行っているところですが、現行の地方自治法（昭和22年法律第67号）等を前提とした当面の対応について、想定される問い合わせへの回答を整理したので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

問 地方公共団体の長が病気等により意識不明の状態となり、回復の見込めない状況が相当程度長期にわたる蓋然性が高いと認められる場合において、地方自治法第 152 条第 1 項及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 111 条第 1 項第 4 号の「欠けたとき（場合）」には、「意識不明で近い将来に回復の見込みがないような場合」が含まれると解して差し支えないか。

答 医師の診断書その他の資料に基づき、当該地方公共団体の長の状態が、客観的にみて「意識不明で近い将来に回復の見込みがないような場合」と判断される場合に、当該状態を長が「欠けた」と解することは差し支えないと考えられ

る。

問 上記のように解して差し支えない場合、議会への報告等を経た上で、後続の手続きを行うことが適当か。

答 現行の地方自治法において、地方公共団体の長が法定期日前に退職しようとする場合には、その影響について慎重に考慮する必要があることから、議会の同意を得ることとされている（同法第 145 条）ところである。

これと同様に、地方公共団体の長の状態が「意識不明で近い将来に回復の見込みがないような場合」に該当すると判断するに当たっても、事前に当該地方公共団体の議会の議長に十分な情報提供を行うことや、議会に対する報告を行うなど、判断の妥当性を担保する手段を採った上で、職務代理者が、当該地方公共団体の長が欠けたものと判断して、その日から 5 日以内に公職選挙法第 111 条第 1 項第 4 号に基づく選挙管理委員会への通知を行うことが望ましい。